

第24号議案

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

(路外駐車場条例の一部改正)

第1条 神戸市立路外駐車場条例(昭和42年3月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「400円」を「410円」に改め、同条第4項中「6,000円」を「6,110円」に改める。

別表第3神戸市立三宮駐車場の項中「1,500円」を「1,530円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表神戸市立花隈駐車場の項、神戸市立湊川公園駐車場の項及び神戸市立鈴蘭台駐車場の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同表神戸市立細田駐車場の項及び神戸市立新長田駐車場の項中「800円」を「810円」に改める。

別表第4神戸市立三宮駐車場の項中「30,000円」を「30,560円」に、「22,000円」を「22,410円」に、「35,000円」を「35,650円」に改め、同表神戸市立花隈駐車場の項中

「

午前7時から午後12時まで 20,000円	月曜日から金曜日までの午前7時から午後12時まで 14,000円	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 14,500円	34,000円
--------------------------	-------------------------------------	--	---------

を

」

「

午前7時から午後12時まで 20,370円	月曜日から金曜日までの午前7時から午後12時まで 14,260円	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで 14,770円	34,630円
--------------------------	-------------------------------------	--	---------

に改め、

」

同表神戸市立湊川公園駐車場の項中「23,000円」を「23,430円」に、「15,000円」を「15,280円」に、「12,000円」を「12,220円」に、「27,000円」を「27,500円」に改め、同表神戸市立鈴蘭台駐車場の項中「17,000円」を「17,310円」に、「11,000円」を「11,200円」に、「20,000円」を「20,370円」に、「14,000円」を「14,260円」に改め、同表神戸市立細田駐車場の項及び神戸市立新長田駐車場の項中

「

午前8時から午後8時まで 10,000円	月曜日から金曜日までの午前8時から午後8時まで 8,000円		12,000円
			15,000円

を

」

「

午前8時から午後8時まで 10,190円	月曜日から金曜日までの午前8時から午後8時まで 8,150円		12,220円
			15,280円

に改める。

」

(道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第2条 道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(平成5年10月条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「300円」を「310円」に改め、同条第4項中「4,500円」を「4,580円」に改める。

別表第3中「1,000円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に改める。

別表第4神戸市和田岬駅前駐車場の項中「12,000円」を「12,220円」に、「8,000円」を「8,150円」に、「20,000円」を「20,370円」に改め、同表神戸市長田北町駐車場の項中「13,000円」を「13,240円」に、「11,000円」を「11,200円」に、「19,000円」を「19,350円」に改め、同表神戸市新長田駅前駐車場の項中「17,000円」を「17,310円」に、「14,000円」を「14,260円」に、「10,000円」を「10,190円」に、「20,000円」を「20,370円」に改め、同表神戸市舞子駅前駐車場の項中「12,000円」を「12,220円」に、「8,000円」を「8,150円」に、「15,000円」を「15,280円」に改める。

附 則

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、神戸市立三宮駐車場等の駐車料金を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市立路外駐車

(現 行)

(駐車料金の額等)

第5条 駐車場の駐車料金の額は、普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）にあつては別表第3のとおりとし、自動二輪車（同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）にあつては1日1回（駐車が2日以上にわたる場合にあつては、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日数につきそれぞれ1回とみなした回数）につき400円とする。

2, 3 略

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、1月につき、普通自動車にあつては別表第4に規定する額の、自動二輪車にあつては6,000円の定期駐車券を発行することができる。

5 略

別表第3（第5条関係）

名称		駐車料金		1日当たりの上限額
		区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市立 三宮駐 車場	北ブロック	略	略	1,500円
		略	略	2,000円
	南ブロック	略	略	1,000円
		略	略	1,500円
神戸市立花隈駐車場		略	略	1,000円
		略	午前0時から午前7時までにあつては1,000円、午前7時から午後12時までにあつては15分につき100円	
神戸市立湊川公園駐車場			略	1,000円
神戸市立鈴蘭台駐車場			略	1,000円

場条例 ぬきがき

(____ は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

410円

6,110円

				<u>1,530円</u>
				<u>2,040円</u>
				<u>1,020円</u>
				<u>1,530円</u>
				<u>1,020円</u>
			<u>1,020</u>	
			円	
				<u>1,020円</u>
				<u>1,020円</u>

神戸市立細田駐車場		略	<u>800円</u>
神戸市立新長田駐車場		略	<u>800円</u>

備考 略

別表第4（第5条関係）

名称		回数駐車券の料金		定期駐車券の種類, 利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
				昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市立三宮駐車場	北ブロック	略	略	午前7時から午後10時まで <u>30,000円</u>	月曜日から金曜日の午前7時から午後10時まで <u>22,000円</u>		<u>35,000円</u>
	南ブロック			午前7時から午後10時まで <u>30,000円</u>	月曜日から金曜日の午前7時から午後10時まで <u>22,000円</u>		<u>35,000円</u>
神戸市立花隈駐車場		略	略	午前7時から午後12時まで <u>20,000円</u>	月曜日から金曜日の午前7時から午後12時まで <u>14,000円</u>	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで <u>14,500円</u>	<u>34,000円</u>

			<u>810円</u>
			<u>810円</u>

				<u>30,560</u> 円	<u>22,410円</u>	<u>35,650円</u>
				<u>30,560</u> 円	<u>22,410円</u>	<u>35,650円</u>
			<u>午前7時</u> <u>から午後</u> <u>12時まで</u> <u>20,370</u> 円	<u>月曜日か</u> <u>ら金曜日</u> <u>までの午</u> <u>前7時か</u> <u>ら午後12</u> <u>時まで</u> <u>14,260円</u>	<u>午前0時</u> <u>から午前</u> <u>8時まで</u> <u>及び午後</u> <u>8時から</u> <u>午後12時</u> <u>まで</u> <u>14,770円</u>	<u>34,630円</u>

神戸市立湊川公園 駐車場		午前7時から午後8時まで <u>23,000</u> 円	月曜日から金曜日までの午前7時から午後8時まで <u>15,000円</u>	午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで <u>12,000円</u>	<u>27,000円</u>
神戸市立鈴蘭台駐車場	略	午前8時から午後8時まで <u>17,000</u> 円		午前0時から午前8時まで及び午後8時から午後12時まで <u>11,000円</u>	<u>20,000円</u> (月曜日から金曜日までの日のみ使用できるものにあつては, <u>14,000</u> 円)
神戸市立細田駐車場	略	午前8時から午後8時まで <u>10,000</u> 円	月曜日から金曜日までの午前8時から午後8時まで <u>8,000円</u>		<u>12,000円</u>
神戸市立新長田駐車場					<u>15,000円</u>

備考 略

			<u>23,430</u> 円		<u>15,280円</u>	<u>12,220円</u>	<u>27,500円</u>
			<u>17,310</u> 円			<u>11,200円</u>	<u>20,370円</u>
			<u>午前 8 時</u> <u>から午後</u> <u>8 時まで</u>	<u>月曜日か</u> <u>ら金曜日</u> <u>までの午</u> <u>前 8 時か</u> <u>ら午後 8</u> <u>時まで</u>			<u>12,220円</u>
			<u>10,190</u> 円				<u>15,280円</u>
							<u>14,260</u> 円

(参考 2)

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金

(現 行)

(駐車料金の額)

第4条 駐車場の駐車料金の額は、普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）にあっては別表第3のとおりとし、自動二輪車（同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）にあっては1日1回（駐車が2日以上にわたる場合にあっては、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日数につきそれぞれ1回とみなした回数）につき300円とする。

2, 3 略

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、1月につき普通自動車にあっては別表第4に規定する額の、自動二輪車にあっては4,500円の定期駐車券を発行することができる。

別表第3（第4条関係）

名称	駐車料金		1日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市和田岬駅前駐車場		略	<u>1,000円</u>
神戸市長田北町駐車場	略	略	<u>1,000円</u>
	略	略	<u>500円</u>
神戸市新長田駅前駐車場		略	<u>1,000円</u>
神戸市舞子駅前駐車場	略	略	<u>1,000円</u>
	略	略	

備考 略

別表第4（第4条関係）

名称	回数駐車券の料金	定期駐車券の種類, 利用できる曜日及び時間並びに1月当たりの料金			
		昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市和田岬駅前 駐車場	略	午前8時 から午後 8時まで		午前0時 から午前 8時まで	<u>20,000円</u>

を徴収する自動車駐車場に関する条例 ぬきがき

(____ は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

310円

4,580円

			<u>1,020円</u>
			<u>1,020円</u>
			<u>510円</u>
			<u>1,020円</u>
			<u>1,020円</u>

				<u>20,370円</u>

		<u>12,000</u> 円	及び午後 8時から 午後12時 まで <u>8,000円</u>	
神戸市長田北町駐 車場	午前8時 から午後 8時まで <u>13,000</u> 円	月曜日か ら金曜日 までの午 前8時か ら午後8 時まで <u>11,000円</u>	午前0時 から午前 8時まで 及び午後 8時から 午後12時 まで <u>11,000円</u>	<u>19,000円</u>
神戸市新長田駅前 駐車場	午前7時 から午後 9時まで <u>17,000</u> 円	月曜日か ら金曜日 までの午 前7時か ら午後9 時まで <u>14,000円</u>	午前0時 から午前 8時まで 及び午後 8時から 午後12時 まで <u>10,000円</u>	<u>20,000円</u>
神戸市舞子駅前駐 車場	午前8時 から午後 8時まで <u>12,000</u> 円	月曜日か ら金曜日 までの午 前7時か ら午後12 時まで <u>8,000円</u>		<u>15,000円</u>

備考 略

	<u>12,220</u> 円		<u>8,150円</u>	
	<u>13,240</u> 円	<u>11,200円</u>	<u>11,200円</u>	<u>19,350円</u>
	<u>17,310</u> 円	<u>14,260円</u>	<u>10,190円</u>	<u>20,370円</u>
	<u>12,220</u> 円	<u>8,150円</u>		<u>15,280円</u>